

西欧中世における記憶の管理とアーカイヴズ：パリ 司教座教会のあるカルチュレールをめぐって(Liber Niger)

岡崎, 敦
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門：准教授：西洋史

<https://doi.org/10.15017/13882>

出版情報：史淵. 146, pp.57-89, 2009-03-01. Faculty of Humanities, Kyushu University
バージョン：
権利関係：

西欧中世における記憶の管理とアーカイヴズ

—パリ司教座教会のあるカルチュレールをめぐる(Liber Niger)—

岡崎 敦

序

「カルチュレールについての研究の発展は、それ自体、史料伝来に対する関心の高まりを象徴的に表現しているといえる。(中略) 20年程前に刷新されたカルチュレールに対する関心は、なかでも編集過程に集中してきた。すなわち、テキストに対する操作と言う意味で、カルチュレールとは「書物」なのであり、それは、素材の選択、組織化および再組織化、さらには書き直し、つまり、世界と過去の読解という作業の産物なのである¹。」以上に引用したのは、つい最近書かれた学界展望において、文書伝来についての問題関心刷新を論じた叙述の一節であるが、執筆者である2人のシャルティスト自身が、以上の問題意識のもとに、再定義の途上にある文書形式学の革新を率いてきたのである。

カルチュレールについては、彼ら二人が準備に大きな役割を果たした1991年の研究集会が、問題関心刷新の標章であり続けている²。最近では、2002年に開催された南フランスを対象とした研究集会、さらにはこの史料類型を本格的に学位論文の主題に取り上げたシャスタンの業績を、注目すべき成果として挙げる事ができる³。いまやカルチュレールは、非常に多様な関心の十字路口に位置しており、政治、経済、社会、宗教の歴史はいうまでもなく、さらには(空間、時間などの)世界表象様式の枠組みについての文化、思想の研究にも活用される⁴。そのような状況にあっても、好んで取り上げられる主題として、カルチュレール編纂の動機や状況がある。歴史家のなかには、カルチュレール編纂に、過去の捏造やオリジナル文書の破壊を関連づける者もおり、たとえばギアリは、

11世紀の修道院における過去の再構築について語っている⁵。この種の主張に対しては反論もあり、たとえばモレルは、カルチュレールがあくまで文書史料の(再)組織化であったことに注意を喚起して、アーカイヴズ状態の重みを強調する(「アーカイヴズの管理は、些細な事柄に満ちている」)⁶。

本稿では、百家争鳴状態の研究動向を念頭に置きつつも、具体的課題としてはやや限定して、12世紀のパリ司教座教会から伝来する、あるカルチュレールの生成過程を復元し、あわせて当該時期の教会内部の状況について論ずることを目標とする。

検討に入る前に、パリ司教座教会における史料管理状況について、簡単に総覧したい。

パリ司教座教会に伝来した文書史料群は、現在、パリの国立文書館に収められている。カルチュレールについては、中世作成に限れば、同教会には合計6つのカルチュレールが伝来している(図1)。フランスのカルチュレール目録を編集したスタンは、これらを、司教および参事会という二つのカテゴリーに分類したが、今回取り上げる *Liber Niger* (黒本) は、後者に分類されるとともに、パリ教会に伝来するもっとも古いカルチュレールであり、編集年代として、スタンは漠然と12世紀とのみ記している⁷。

他方、主として箱に収められて管理されている単葉あるいはそれに類する獣皮紙群は、おもにLおよびS系列(さらに、革命時の操作の結果、人為的に設置されたK系列)に分類されている⁸。他方、パリ教会の文書群は、革命時に非常に大きな損傷を受けることなく、文書館に移管されたと考える理由がある。少なくとも、S系列に関してはそうであり⁹、巨大な固まりをなしているL系列の文書群も同様とみなしうる。後に見るように、12世紀初めに作成されたと考えられるこのカルチュレールは、現在伝来するオリジナル等の単葉史料のほとんどを収録している。最後に、革命期に誕生した草創期の国家文書館で作業に従事していた文書館員の1人が、元パリ司教座教会参事会員であったジャン＝バチスト・ポンサールであったことも指摘しておこう¹⁰。以上から、現在伝来するパリ司教座教会の文書史料群は、少なくともアンシアン＝レジーム末期の状

図1：中世に作成されたパリ司教座教会のカルチュレール

参事会のカルチュレール

- Livre noir: Arch.nat., LL 78; Stein, no 2896; XIIe, 424 pages, 528 - 1392
- Grand Pastoral: Arch.nat., LL 76; Stein, no 2897, XIIIe, 874 pages, 528 - 1259
- Petit Pastoral: Arch.nat., LL 77; Stein, no 2898, XIIIe, 377 pages, 528 - 1651

司教のカルチュレール

- Cartulaire de l'évêché: Bibl.nat., ms.lat. 5526; Stein, no 2950, XIIIe, 157 folios, 1070 - 1386
- Grand Cartulaire de l'évêché: Arch.nat.; LL 7, Stein, no 2951, XVe, 356 folios, 1064 - 1423
- Petit Cartulaire de l'évêché: Arch.nat.; LL 8, Stein, no 2952, XVe, 281 folios, 1120 - 1486

態をかなり忠実に継承しているものと推測されるのである。

以下、まずこのカルチュレールについて検討したのち、この史料をめぐる歴史的考察をおこないたい。

1. カルチュレール

— 1 : 手書本の描写

伝統的に Liber Niger と呼ばれてきた冊子は¹¹、現在全部で424ページからなるが、相当数の異なる要素から構成されており、私たちはまず、これらを弁別して、原初部分を見分けねばならない。冊子は、ローマ数字によるフォリオ番号と、アラビア数字によるページ番号という、二通りのやり方で番号づけがな

されている¹²。1-22ページはフォリオ番号が欠けており、明らかに新しい書体で、雑多な情報が書き込まれている¹³。フォリオ1の表^{おもて}から、明らかにもっとも古い部分が始まる。折り丁もまた、同一箇所からはじまる部分について、1から16までローマ数字で番号が付されており（signatures）、これに該当するフォリオ1から122（23-266ページ）が、一塊をなしていることが明瞭に識別できる。なお、各文書には、表題とともにローマ数字で一連番号が付されており、これは、作成の異なる段階を通じて継続されている（1番-226番）。

古書冊学上の検討により、この原初部分はさらに三つの部分から構成されることが判明する（図2）。第一グループは、折り丁1から8、第二グループは、同9から12、最後の第三グループは、同13から16である。ページレイアウトは、顕著な特徴を示す折り丁9を除けば、第一グループと第二グループは同一である一方、第三グループは、これとは明確に異なっている。罫線の引き方についても同様で、第一および第二グループは、罫線が鉄筆で引かれているのに対して、第三グループではインクが使用されている。他方で、第二グループはその不規則性（とりわけ折り丁編成、折り丁9はレイアウトも異なる）において第一グループとは区別され、これらを一つの単位とみなすことはできない。さらに、いくつかの特徴がこれら三つのグループの違いを際立たせる。たとえば、文冒頭の単語のイニシアルは、第一グループでは赤で装飾されているが、第二グループでは色が落ち、第三グループではイニシアル装飾が空間として準備されながら、実際には欠落している¹⁴。また第一グループでは、厳格に1ページ26行が守られているが、第二グループでは部分的に例外がある。さらに、細部においては以下のような違いも指摘できる。折り丁1から11までは、文書表題が欄外に書かれているのに対して、折り丁12冒頭では、文書と文書の間に記載され、その後再び欄外に戻っている。表題は、折り丁13以降は、本文とは異なる草書体で書かれる。最後に、いくつかの文書は、継続する折り丁をまたがって転写されている。折り丁1から10においては、文書テキストは折り丁の区切りとは無関係に、またがって書かれており、折り丁10の最後は、テキストの最後にあわせるために例外的に1行多く設定している。同様に、折り丁11から12、

図2： Liber Niger の折り丁構成

Groupe I: 280 (25+205+50) × 170 (23+7+100+7+33)

- cahier I: fol.I-VIII (pp.23-38): quaternion; 26 lignes; dates: 861 - 1113
- cahier II: fol.IX-XVI (pp.39-54): quaternion; 26 lignes; dates: 867 - 1119
- cahier III: fol.XVII-XXIII (pp.55-70): quaternion; 26 lignes; dates: 1031/60 - 1116
- cahier IIII: fol.XXV-XXXII (pp.71-86): quaternion; 26 lignes; dates: 1005 - 1110
- cahier V: fol.XXXIII-XL (pp.87-102): quaternion; 26 lignes; dates: 774/800 - 1102
- cahier VI: fol.XLI-XLVIII (pp.103-118): quaternion; 26 lignes; dates: 811 - 986
- cahier VII: fol.XLIX-LVI (pp.119-134): quaternion; 26 lignes; dates: c1007 - 1120
- cahier VIII: fol.LVII-LXIII (pp.135-150): quaternion; 26 lignes; dates: 528 - 1120

Groupe II: 280 (25+205+50) × 170 (23+7+100+7+33)

- cahier VIII: 260 (15+210+35) × 170 (23+7+80+7+55)
fol.LXV-LXVIII (pp.151-158): 4 fol. de petit format; 25-27
lignes; dates: 1080 - 1123
- cahier X: fol.LXVIII-LXXX (pp.159-182): 12 fol.; 26 lignes; dates: 1006 - 1124
- cahier XI: fol.LXXXI-LXXXIII (pp.183-190): 4 fol.; 26 lignes; dates: 1056 - 1128
- cahier XII: fol.LXXXV-XC (pp.191-202): 6 fol.; 26 lignes; dates: 868 - 1127

Groupe III: 280 (20+205+55) × 170 (20+100+50)

- cahier XIII: fol.XCI-XCVIII (pp.203-218): quaternion; 26 lignes; dates: 1101 - 1139
- cahier XIII: fol.XCIX-CVI (pp.219-234): quaternion; 26 lignes; dates: 1067 - 1134
- cahier XV: fol.CVII-CXIII (pp.235-250): quaternion; 26 lignes; dates: 1030 - 1152
- cahier XVI: fol.CXV-VI XX II (pp.251-266): quaternion; 13-30 lignes; dates: 1153 - 1198

13から17にかけて、文書テキストの折り丁をまたがっての転写が確認される。

筆跡あるいは筆写生については、基本的には類似の書体によるが、いくつかの異なる筆跡を識別することもできる。第一グループは、基本的に一つの筆跡で書かれており、第二グループと第三グループでは複数の筆跡の交替がみられる。折り丁15のなかばからゴシック化の兆候を見せる書体が使われ、折り丁16においては、12世紀後半の書体で非常に多くの筆跡が混在している。

最後に、転写の信頼性について検討する。はじめに、転写されたほとんどすべての文書は、原則的に全文が再録されている。つぎに、転写は、モデルに対して「高精度忠実」と判断される。いくつかの図像的要素も忠実に再現されている。たとえば、王のモノグランマ、クリスモン、十字架、さらにはシグナム省略記号などである。最後に、eのセディーユ記号は、折り丁1から16にかけて使用されている。

一 2：転写された文書

本稿で対象とする折り丁1から16までの部分には、全部でのべ160通の文書が転写されている。一部重複があるため、転写された文書の実数は154通である。表1から3に示した転写文書の内訳からは、文書の発給者や年代については、12世紀以前の文書の全般的伝来状況の常識にほぼ一致する様子が見える。折り丁ごとに、さらに細かく見てみよう。

折り丁1は、全部で8通の文書を含んでいる。冒頭の名誉ある地位を占めるのは、981年12月3日付けの教皇ベネディクトゥス7世文書である。これは、パリ教会参事会の財産確認を内容の中核として持つが、明らかな偽文書であり¹⁵、同時期のロテールならびにルイ5世連名王文書をモデルとしている¹⁶。この教皇文書のカルチュレールへの転写に際しては、現在伝来する偽オリジナルの外層の特徴が忠実に再現されている。この文書は、さらに、いずれも偽文書と見なされる819/20年10月19日付けのルイ敬虔王文書¹⁷、および861年7月14日付けのシャルル禿頭王文書¹⁸と共通の一節を含んでいる。これら3通の文書もまた、このカルチュレールに収録されている。

西欧中世における記憶の管理とアーカイヴズ

表 1：発給者別一覧表

	教 皇	王	パリ司教	他司教	参事会	他教会	伯	私文書	その他	計
Cahier I	5	3								8
Cahier II		6								6
Cahier III		6	2	2				1		11
Cahier IV			3	2				2		7
Cahier V		4		2			2			8
Cahier VI		4	1				1			6
Cahier VII			1		4			9		14
Cahier VIII		2	2		2	1		1		8
Cahier IX	1	1	1					2		5
Cahier X		3	5		3			4	1	16
Cahier XI		1	2		1			1		5
Cahier XII		1	2			2		3		8
Cahier XIII		8	1		2	3		4		18
Cahier XIV					6			4	2	12
Cahier XV	1	3	2		3	2				11
Cahier XVI	3	5	1	1	2		1	4		17
	10	47	23	7	23	8	4	35	3	160

表 2：発給年代別一覧表

	8世紀以前	9世紀	10世紀	11世紀	12世紀前半	12世紀後半	不明	計
Cahier I		1	3	2	2			8
Cahier II		2			4			6
Cahier III				6	5			11
Cahier IV				5	2			7
Cahier V	1	4		2	1			8
Cahier VI		4	2					6
Cahier VII				9	5			14
Cahier VIII	1		1	3	3			8
Cahier IX				2	3			5
Cahier X				4	12			16
Cahier XI				1	4			5
Cahier XII		1		1	6			8
Cahier XIII					18			18
Cahier XIV				2	10			12
Cahier XV				1	7	3		11
Cahier XVI				1	2	11	3	17
	2	12	6	39	84	14	3	160

表3：発給者／発給年代一覧表

	教皇	王	パリ司教	他司教	参事会	他教会	伯	私文書	その他	計
8世紀以前		2								2
9世紀		9	1				2			12
10世紀	1	4	1							6
11世紀	2	2	10	5	2	2		13	2	38
12世紀前半	4	24	9	1	17	5	2	16	1	79
12世紀後半	3	5	1		3	1		1		14
不明								3		3
	10	46	22	6	22	8	4	33	3	154

2番目の文書は、1006年12月2日付けの、教皇ヨハネス18世文書である。この文書は、パリ教会参事会のためのパリ司教文書の確認をその内容とするが、司教文書の冒頭に、教皇のインティチュラチオを付加したような、きわめて奇妙な形態を呈している。少なくとも現在伝来する二つの単葉の獣皮紙は後世の作成で、うち一つは偽オリジナルとしての体裁を持ち¹⁹、カルチュレールの作成者は、ここでも、この偽オリジナルの外層的特徴を復元している。端的な偽文書なのか、あるいは真正な内容を「復元した」文書なのか、解釈は微妙だが²⁰、同一内容のサンス大司教文書（1032/49）は偽文書とみなされている²¹。

第三の文書は、1113年1月24日付けの教皇パスカリス2世文書である。パリ教会の領民の法廷での立証能力を認めたこの文書は真正なものともみなされているが、文書の外層批判から、物的にはパリ司教座教会側で作成されたものと考えられる²²。次の文書も、同じく教皇パスカリス2世の1105年4月6日付け文書で、新司教選出に関わるものだが、オリジナルは伝来しない。真正性は疑われていない²³。

5番目の文書は11世紀初めに戻り、ふたたび教皇ヨハネス18世文書である。1006年12月3日付けのこの文書もまた、パリ司教文書の確認を内容として、偽オリジナルの形態を持つ単葉の用紙で伝来するが、カルチュレールの転写者はここでもその外層的特徴を再現している²⁴。内容は、参事会へのサン＝クリストフ教会の譲渡であるが、これは、1097年のパリ司教ギヨーム文書によって確認されており、こちらの真正性は疑われていない²⁵。

次の文書は、910/911年6月17日付けの西フランク王シャルル単純王文書で、パリ司教座参事会員居住区の特権確認を内容とする。ドゥ・ラストリ、ローエルという2人の文書刊行者は、いずれもその真正性を疑っていないが、日付には疑問の余地があるとされている²⁶。

続く文書は、すでに言及した861年7月14日付けのシャルル禿頭王文書である。このカルチュレールが最古の伝来様式だが、明らかな偽文書であり、前述のとおり、819年のルイ敬虔王文書、および981年の教皇ベネディクトゥス7世文書と共通する部分を含んでいる。

最初の折り丁の最後に転写されているのは、909年9月16日付けシャルル単純王文書である。オリジナルは伝来しないが、パリ教会参事会への橋と水車の譲渡を内容とするこの文書の真正性は、疑われていない²⁷。

以上の検討から、いくつかの指摘を行うことができる。第一に、相当数の偽文書、あるいは偽オリジナルの転写が含まれている。第二に、このカルチュレールを作成した筆写生は、現在伝来するオリジナル、あるいは偽オリジナルの外層の特徴を再現することに努めている。逆に言えば、カルチュレール作成の段階で、パリ司教座教会のアーカイヴズには、これら単葉の獣皮紙が並んで管理されていた。最後に、この折り丁記載の文書は、すべて教皇あるいは王発給の形式をとる文書であるが、年代および内容に関しては、やや統一性を欠くようにも見える。

これにつづく折り丁についても、偽作の疑いをのぞけば、基本的には同様な観察結果が得られる。

折り丁2は、6通の文書を含むが、すべて王文書であり、偽作の疑いをもたれているものはない。最初の文書は、867年4月22日付けのシャルル禿頭王文書であり、パリ司教への、シテ島の東に位置する島の返還を内容とする²⁸。副伯グリモアルドの行為を確認する、900年4月24日付けシャルル単純王文書²⁹の後には、4通のルイ6世文書が転写されている。

折り丁3以降は、文書はより多様な様相を示す。折り丁3の最初の部分には、

ルイ 6 世およびその11世紀の前任者たちの文書がならば、その後、司教文書がはじめて登場する。最初の司教文書は、1095年ごろのモー司教ゴチエ文書であり³⁰、その後、前述の1097年のパリ司教ギヨーム文書、1115年のノワイヨン司教ランベール文書³¹と続く。この折り丁の最後には、11世紀末の参事会とダンマルタン伯との間の紛争を語るノティティアが記載されている³²。

折り丁 4 には、威信はより低い文書が計 7 通転写されており、5 通の司教文書と 2 通のノティティアからなる。年代も内容も、非常に多様であるが、真正性については、基本的に疑われていない³³。

折り丁 5 および 6 から、ふたたびより古い時代の文書の世界に移行するが、そこでは真正な文書と偽文書が混在している。

折り丁 5 においては、前述の1032/49年のサンス大司教イルドゥアン文書、および819/20年のルイ敬虔王文書は、偽文書、あるいは少なくとも偽オリジナルによる伝来とみなされている。パリ伯ウード文書は、カルチュレールによる伝来のみだが、史料刊行者ボチエは、少なくとも後世の改竄の可能性を示唆しており、偽オリジナルが作成された可能性がある³⁴。続いては、本来文書集成においてはもっとも栄誉ある地位を与えられるはずのシャルルマーニュの文書が、カロリング期の文書の中にひっそりと姿を現す。実は、この文書は偽オリジナルによって伝来する偽文書なのだが、カルチュレール編纂者は、パリ司教座教会唯一の大王発給の文書を、そのものとして認識しそこなったのかもしれない³⁵。シャルルマーニュ文書に続くのは、1102年ごろのプロワ伯エチエンヌ文書であるが、カロリング期の文書のなかでこれだけが孤立している。実は、パリ司教座教会には、811年のパリ伯エチエンヌ文書が伝来しており³⁶、カルチュレールにも転写されている一方、他には「伯エチエンヌ」は登場しない。伯としか肩書きには記載がないエチエンヌを、カロリング期のエチエンヌと混同した可能性もあるように思える³⁷。

カロリング期の文書は折り丁 6 へと続くが、そこに転写されているのはすべて、9—10世紀の文書である。ここでは、全 6 通のうち、907年 5 月 21 日付けのシャルル単純王文書³⁸と、前述の811年パリ伯エチエンヌ文書は、偽オリジナル

で伝来することを付け加えておこう。

折り丁6の最後から折り丁7にかけて、パリ司教座参事会の家卓分資産を最初に設定した829年のパリ司教文書が転写されたのち³⁹、ようやく文書の分類に関する内的論理の存在に出会う。折り丁7は、全部で14通の文書を含むが、内容はすべて参事会関係であり、うち9通は俗人による寄進を語ったノティティアである⁴⁰。残りは、4通が参事会文書⁴¹、1通がパリ司教と参事会長との連名文書がみえる。興味深いのは、二通のノティティアをのぞいて、他の文書オリジナルはすべて現在伝来しないことである。

第1グループ最後の折り丁8は、ふたたび雑多な要素の混在となる。国立文書館の「歴史的記念物分類」であるK系列の1番という、名誉ある地位を与えられた単葉の獣皮紙に記載されたメロヴィング王キルデベルト1世の文書は(528年)、明らかな偽オリジナルである⁴²。興味深いのは、このカルチュレールにおいては、発給者の王の名前および肩書き(Rex Francorum)が欠けており、これが後の諸カルチュレールでは補われていることである。実は、伝来する偽オリジナルにおいては、このインティチュラチオ部分が、本文テキストの上部欄外に薄く書かれている。このカルチュレールの筆写生はこれを見落としたか、あるいはこの段階では、この部分は記載されていなかったかのどちらかであろう。確実なのは、このカルチュレールには、伝来する偽オリジナルが転写されたことである。唯一のメロヴィング文書に続いては、11世紀の領主文書、10世紀の司教文書、11世紀の修道院長キログラフ文書、二通の参事会文書、1通のルイ6世文書(1120年)⁴³、そして、最後に11世紀のパリ司教文書が次の折り丁へとまたがって転写されている。

第二および第三グループを構成する折り丁については、1100年以前の文書がほとんど転写されていないことがまず指摘される。

折り丁9において、先行する折り丁からまたがって転写された司教文書に続いて掲載されているのは、厳密には文書ではなく、参事会に対してサン＝マルタン＝デ＝シャン修道院が負う諸義務についての短い規定テキストである

(1080年ごろ)。残りの4通については、共通する特徴等を識別することができない。

折り丁10から12にかけても、文書の選択、掲載順序等になんらかの論理を感じることはできない。いくつかの個別の特徴を挙げるなら、以下のとおりである。折り丁10の文書番号88は、参事会の財産リストを示す短いテキスト、同じく84番から89番の6文書は、いずれも参事会の俗権管理に関するものである。もっとも顕著な特徴としてあげられるとしたら、オリジナルがすべて失われていることであろう。

第二グループを締めくくる最後の文書は、パリ司教と参事会との間の紛争を解決する、1127年ごろのノティティアである。折り丁の最終ページは、小さな文字で42行にわたって書かれており、折り丁をこの文書で終了させようとする明確な意志が感じられる。

折り丁13—16からなる第三グループに関しては、なんらかの一件資料群ごとにかたまりを形成している様子が感じられる。

折り丁13は、さまざまな発給者による18通の文書を含むが、これらはいくつの群に分類する事ができよう。まず、冒頭のルイ6世文書に続いて、参事会の領民の譲渡、交換に関する一連の文書が確認される(文書番号103—112)。さらに、1136年のルイ6世文書をはさんで、参事会財産の経営に関する文書群が並び、次の折り丁へと継続している。しかしながら、この一件資料群形成の傾向は、折り丁15および16とともに消滅し、そこでは、文書選択と分類については、無秩序が支配している。

以上の検討結果から、以下の諸点を指摘することができる。

1. 文書の配列に関しては、このカルチュレールの原初部分について、首尾一貫した特徴を識別することは困難である。年代、地理、テーマ等についての分類は、少数の例外をのぞけば、明確には見いだすことはできない。この点については、さらに、以下のような奇妙な観察結果がある。第一に、計9回におよぶ同一文書の繰り返し、すなわち別の個所での二回にわたる転写が確認され

る⁴⁴。第二に、同じ問題に関する諸文書は、しばしば相互に非常に遠い場所に位置している。第三に、やや特殊とも考えられる折り丁1を除いても、さらに三回にわたって、確認文書が、確認される文書よりも前の位置に転写されている⁴⁵。これらの現象は、少なくともこのカルチュレール編纂時における、アーカイヴズのやや混乱した状態、少なくとも管理の配慮の不足を示唆するものかもしれない。

2. 他方で、折り丁1については、ある特徴を指摘することが可能である。各文書についての個別の問題については別稿に委ねるとして、ここで重要なのは、相当数の偽文書、とりわけ偽オリジナルの転写という問題である。さらに興味深いのは、パリ司教座教会には、オリジナルとは異なる多くの単葉の用紙が伝来しており、これらは、一部は偽オリジナル、その他はコピーとみなされてきた。紀元千年以前だけに限定しても、パリ司教座教会が受領した19通の文書について、実に13通がこの伝来形態を含んでいる。これらの文書は、オリジナルか否かにかかわらず、このカルチュレールの転写の対象となっているが(単葉の用紙の外層の特徴が再現されている)、これらの用紙とカルチュレール作成との間にはなにか関係があるだろうか。

3. 最後に、このカルチュレールの転写に際しての忠実性、とりわけ図像的要素に対する注意が特筆される。これは、このカルチュレールの「記念碑的」性格を示すのだろうか。

カルチュレール自体についての検討を終える前に、他の史料との関係について、簡単に触れておきたい。

パリ司教座教会が編纂した他のカルチュレールについては、以下の諸点が指摘できる。

13世紀なかばに作成された第二の参事会カルチュレールである *Petit Pastoral* は、おそらくは単葉の用紙の解読に立ち返って、前述のキルデベルト1世文書のインティチュラチオを復元するなど、独自の編集を行いながらも、基本的には発給者別の分類を採用しながら、冒頭部では *Liber Niger* の配列順序を再

録している⁴⁶。他方、同時期に作成されたいま一つの参事会カルチュレールである Grand Pastoral は、地理的な文書分類を採用し、同時にオリジナル文書による再点検を行った可能性もあるが、分類については Liber Niger の影響は感じさせない。しかしながら、この二つの参事会カルチュレールは、いずれも Liber Niger とほぼ同様な文書を再録し、資料の選択については基本的に同様な態度で臨んでいると考えてよい。ここで重要なのは、参事会では、おそらくは100年以上にわたって新しいカルチュレール編纂の必要を感じなかったらしいことである。13世紀半ばという時点において新しいカルチュレール編纂が行われたとき、パリ司教座教会では、発給者および地理分類による明確な分類の必要が意識され、また単葉文書の再検討が行われた可能性があるとはいえ、Liber Niger の基本的価値はいまだ承認されていたとも考えられる。

他の系列のカルチュレール、すなわち司教のそれは、逆に、これまでみた参事会のカルチュレールとは明確に区別される。伝来するもっとも古い司教のカルチュレールは、13世紀初頭に編纂されたもので、厳格な発給者別の分類を採用している。重要なのは、そこに転写された文書の大半は12世紀の文書である点である。掲載された最も古い年代の文書は、1070年の日付を持つ、サン＝ジェルマン＝デ＝プレ修道院長のキログラフ文書⁴⁷であり、次いで、1120年のパリ司教文書⁴⁸、さらには1123年の教皇文書⁴⁹と続く。以後、年代を下るにしたがって、Liber Niger には再録されていない文書が増えていく。

他方で、伝来するオリジナル文書との比較は、Liber Niger の性格を考える際の貴重な示唆を与えてくれる。第一に、1130年代以前に関して、このカルチュレールに記載されていない伝来文書はごくわずかであり、これら例外については個々に説明を与えることはそれほど困難ではない。たとえば、前述の814年ルイ敬虔王文書は、直前のシャルルマーニュ文書と類似した内容を持っている上に、1119年のルイ6世文書がほとんど逐語的に再録している⁵⁰。1067年のヴィリについてのノティティアは、前述の1115年のノワイヨン司教文書に全文が再録され、後者はカルチュレールに転写された。ところで、つい最近、ガス＝グランジャンが再度取り上げたラルシャンの「パンカルト」は、孤立した伝来状況

を呈しており⁵¹、おそらくは間違いなく、パリ司教座教会の文書庫に保管されていたものではない。他方で、Liber Niger は、パリ参事会とラルシャンの小教区司祭との間の、小教区諸権利の分割をめぐる紛争解決ノティティアを記載しており（150番）、このことは、参事会が、少なくともみずからに属する諸権利を証明する文書情報は管理していたことを示している。最後に、1130年代をすぎると、このカルチュレールに記載されない文書が、より多く確認されるようになる。なんらかの選択の論理が作用を始めたものと考えられる。逆に言えば、これ以前の時期に関しては、Liber Niger は、パリ教会の文書庫の状況をかなり忠実に反映している、すなわち、パリ教会に伝来する、基本的にはすべての文書情報を網羅しようとしていたのではないかと推測することも可能である。

一 3：作成年代

このカルチュレールの原初部分の作成年代について、以下のような仮説を呈示することが可能と思われる。

1. 折り丁の第一グループは、掲載文書の年代からみて、おそらく1120年すぎにいっきに作成された。その後、第二グループの作業が、補遺としてこれを順次継続した後、最終的には1127年直後にいったん完成を迎えた。さまざまな特徴がこの両グループが、基本的には一つの継続された作業であったことを示している。たとえば、折り丁の構成、レイアウト、鉄筆による罫線などである。最後の点については、パリ司教座教会作成のオリジナル文書において、最初にインクが使用されるのが、1127年文書であることを付け加えておこう⁵²。筆跡については、第一グループを1人で筆写した筆写生が、第二グループ冒頭の折り丁9の最初の部分へまたがるように、継続して書き足したことは確実である。この筆跡は、1108年から1122年ごろまでのパリ司教文書に同一のそれが確認され、パリ司教座教会で文書作成に従事していた文書局書記であることが確実である⁵³。しかしながら、第二グループの折り丁群においては、最初の書記の特徴を意識しながらも明らかに異なる筆跡が現れる⁵⁴。第二グループの作業は、事前の入念な準備に基づく首尾一貫したものではなく、多様な要素からなる補遺の

性格を持つという推測は、文字からも伺えるのである。

2. 他方、多くの特徴が、第三グループの折り丁群は、先行のプロジェクトとは異なった精神で作業に取り組まれた結果であることを示している。筆跡は、折り丁13冒頭から折り丁15中程の245ページまで同一であり、さらに、このうち244-245ページに転写された136番の文書をのぞけば、すべてイニシアルが空白のままに残されている。このブロック（203-244ページ）に転写された文書は、136番を除けば(1143/44年)、もっとも新しい年代は1138年の二つのノティティアであり⁵⁵、おそらく、このころいっきに作成され、1140年代半ばに一通の追加を受けたものと思われる。その後、245ページ下部に空白をのこしたまま、246ページ冒頭から異なる筆跡で、1149年の教皇エウゲニウス3世文書が転写されるが、折り丁15から16にかけては、さらに複数の筆跡が確認される⁵⁶。折り丁16の最後に追加された1198年の文書をのぞけば、この原初部分に転写された最も古い文書は、1170/72年の教皇アレクサンデル3世文書であり、おそらく1150—70年前後を通じて、書き足されていったと考えざるをえない。

2. 歴史的考察

— 1 : 作成の歴史的文脈

このカルチュレールは、伝統的にパリ司教座教会参事会に属するものと分類されてきたが、これは少なくとも13世紀中葉にさかのぼると推測される。現在の国立文書館の分類は、革命直前のパリ教会でのそれを継承していると考えられる一方、13世紀中葉に編纂された参事会のカルチュレールである *Petit Pastoral* は、*Liber Niger* を明らかに意識している。他方、司教のカルチュレールについては、13世紀初めにはじめて作成されたが、そこでは、転写される文書の選択において、参事会のそれとは明らかな違いがある。

ところで、折り丁1に転写された文書には、いくつかの特徴が共有されていたが、ここでは、その大部分が、参事会への財産あるいは特権の譲渡、確認文書であることが注目される。他方、折り丁第一グループを締めくくる折り丁8

において、最後から二つ目に位置する文書（この折り丁に全文が転写されている最後の文書）は、すでに見たように、1120年のルイ6世文書であり、参事会員居住区のインムニタース確認をその内容とする。

この現象をよりよく理解するためには、パリ司教座参事会が、まさに同時期、「利害の共同体」として本格的な形成の途上にあつたことを思い起こさねばならない。真の意味での参事会家卓分資産の管理の掌握が、1100年ごろ突然、厳密な意味での「参事会」文書が出現することと関係するであろうことは容易に想像できる⁵⁷。文書資料、さらにはアーカイヴズへのまなざしが、この時期、パリ参事会員たちのもとで明らかに変化したのである。

以上から、Liber Niger は「参事会のカルチュレール」として誕生したと結論づけることが可能である。この点は、一見自明であるかにみえるが、12世紀初頭のパリ司教座教会をめぐる政治＝制度状況について若干検討を深めることをさまたげるものではない。

まず第一に忘れてはならないのは、このカルチュレールは、パリ司教座教会が当時保管していた、教会の財産、特権に関する文書をほぼ網羅して転写しているらしい点である。興味深いことには、そのなかには司教固有の諸権利等も含まれる一方で、13世紀始めに編集された司教のカルチュレールには、11世紀以前の文書はほとんど再録されていない。Liber Niger の作成のイニシアティブは、ますます凝集力を高める参事会から来たことは間違いなからうが、そこには、参事会関係の文書だけが転写された訳ではなかった。少なくともこの時期には、司教と参事会との間の緊張関係はさほど大きなものではなかったと考えられる。すでに別稿で検討したように、1120年代いっぱいまで、参事会員は、ほとんどすべてのパリ司教文書において、忠実な補佐役として現れる。また、とりわけ12世紀の最初の四半世紀においては、司教と参事会は、文書局を「共有」していたと考えられるのである⁵⁸。

第二に、ある一通の文書の存在が私たちの注意を引く。折り丁12、すなわち第二グループの最後に詰め込むかのように、小さな文字で多くの行を要して転写されているのは、1127年ころのノティティアであり、パリ司教と参事会との

紛争解決をその内容とする。実は、おそらくは良好であった司教と参事会との関係は、教会改革派エチエンヌ・ド・サンリスの司教登位を契機に（1124年）悪化の一途をたどり、フランス王権周囲の権力闘争とも関係して、1120年代後半には多くの混乱が生じているが、パリ教会におけるそのクライマックスこそが、司教による参事会の律修化とその挫折であった⁵⁹。1127年ごろのノティティアは、その後始末としての両者の合意をまとめたものとして雑多な内容を含むが、この文書が、基本的には均質な性格を有する折り丁の第一・第二グループの末尾に、テキストを無理につめ込むように転写されていることの政治的意味は大きい、といわざるをえない。とりわけ、第二グループに含まれる文書は、第一グループのそれに比べて、参事会固有の諸権利への関心がはるかに高いとみなすことができ、これは、この両グループの編纂時期の間に生じた変化を反映しているとも考えられる。すなわち、司教＝参事会の良好な関係を前提とした第一グループと、これが緊張関係におかれた第二グループの作成時期との相違である。

以上の考察から、以下の諸点が結論できよう。

まず、このカルチュレールは、基本的には、当時制度的にも、経済的にも、そしておそらく文書管理の上でも顕著な発展と凝集力の高まりを経験していたパリ司教座参事会のイニシアティブによる作成である。しかしながら、このカルチュレールには、参事会固有の諸権利のみならず、司教固有のそれも含むパリ司教座教会全般に関わる文書も、(オリジナル文書の伝来状況と比較するかぎりでは) おそらくは網羅的に転写されている。司教自身もまた、この点を認識してははずで、12世紀初頭におけるパリ司教座教会の文書の記憶は、本質的には参事会のカルチュレールであるはずの *Liber Niger* 編纂に委ねていたと思われる。このことは約100年後にいたっても変わらなかったようにみえる。なぜなら、13世紀初頭に、パリ司教がはじめて固有のカルチュレール編纂に取りかかった際、12世紀初め以前のほとんどすべての文書は、転写の対象からは外されたからである。

一 2：史料の性格についての考察

最後に、このカルチュレールの性格について、いくつか全般的な考察を行うことで、本稿を終えることとしたい。

南フランスの諸カルチュレールについての本格的な研究を学位論文として完成させたシャスタンは、教会カルチュレールに関して、修道士と参事会員との間に観察されるコントラストについて論じている。彼によれば、創建期からの古い伝統と、在地の諸権力との関係に固執する修道士に対して、在俗聖職者は、カトリック教会というより普遍的な枠組みを参照しながら、時間的な深さを欠く（「過去を欠く」）という⁶⁰。しばしば、創建文書をはじめとする古い諸権威の文書からはじまって、聖人の霊的な防衛のもとに置かれる資産が、その遺骸が眠る修道院を中心に象徴的に配置される様子を、関係文書の配列順序によって活写する修道院カルチュレールは、その編纂自体が、現在における過去の記憶の再編（それ自体「教会改革の精神」である）という色彩を強く持つ。これに対して、多くは12世紀半ば以降の作成になる司教座教会のカルチュレールは、自身がローマ法の復興の担い手であった聖職者たちの手になるものであった。彼らにとって、文書の効力とは（過去の関係ではなく）形式の具備に基づくものであり、転写に際しては（歴史的「真実」意識よりも）オリジナル文書への忠実度が絶対の規範となった。シャスタンの議論は、修道士と司教座教会という対立に加えて、編纂年代の違い（文書意識の断絶）も論点となっているが、在地の修道院と、普遍世界の一部としての司教座という対比はそれ自体興味深く、パリにおいても、13世紀初頭の司教のカルチュレールには、この説明は該当するであろう（古い文書の不在、12世紀の教皇文書の重視）。しかしながら、本稿での *Liber Niger* の検討結果は、シャスタン説にとっても、一定のニュアンスが必要であることを示唆する。

第一に、12世紀初頭のパリ司教座参事会員にとって、古い諸権威が非常に貴重と認識されていたことは疑いをえない。だからがゆえに、多くの偽オリジナルが作成されたといえ、同時期のパリ司教座教会は、シャスタンを考えるところの修道院型の過去意識を持っていたといえよう。しかしながら、第二に、

Liber Niger の冒頭に置かれたのが、メロヴィング期やカロリング期の王文書ではなく、10世紀末の教皇文書であることは、あらためて注意を要する。この文書をめぐる特殊な問題については別稿に委ねるとして、ここで重要なのは、以下の諸点である。まずパリ司教座教会伝来の最古の教皇文書が選ばれているということは、内容をほとんど同じくする王文書が存在するだけに、明確な意思表明と考えざるをえない。他方で、相当数のカロリング王文書、さらには、偽文書とはいえ、メロヴィング期にさかのぼって文書を伝来させているにもかかわらず、なぜ10世紀末の文書（しかも偽文書）が冒頭におかれているのであろうか。内容としても、参事会家卓分資産の設定・確認や、参事会員居住区の確認については、より早い時期の文書が存在し、それらはこのカルチュレールに転写されているのである。詳細は別稿に委ねるが、たとえば死者記念帳においても、パリ司教座教会の記憶は紀元千年をさかのぼると急速に薄くなる様子が垣間見える。また、カロリング期の王文書オリジナルが一定数伝来するとはいえ、11世紀以後の時期に、相当数の偽オリジナルや単葉のコピーが作成されていることは、文書を通しての過去意識が、継続してどこまでも容易にさかのぼりうる訳ではないことを示しているようにも思える。シャルルマーニュ文書の同定に困難を感じた可能性すらあるのである。パリ司教座教会には、過去の記憶を紡ぐ行為が、このカルチュレール編纂に先立つ時期に確認できない。12世紀のパリ司教座教会における過去認識の第一の限界域は、紀元千年ころにあったようにみえる。

以上を認めるならば、12世紀初めのパリ司教座参事会員たちの過去意識の限界は、アーカイヴズの状態とも関係していたと考えられる。事実、転写されている文書は、年代順でも、発給者ごとでも、あるいは地理別にすら分類されている様子が無い。このことは、これらの文書オリジナル（あるいは偽オリジナル、単葉のコピー等）が、やや雑然と保管されていた可能性を示唆する。キルデベルト1世やシャルルマーニュに帰せられた荣誉ある（偽）文書が、このカルチュレールに占める奇妙な位置も、この配慮の不十分さと関係するのかもしれない。「過去の記憶の管理」は、構築の意志はともかく、まず第一に、手元で

処理しうる素材の状況とその認識に規定されていた。

転写の質については、とりわけ図像的要素に対する再現忠実さに象徴される、極度の配慮を指摘したが、このことは、12世紀初めのパリ司教座参事会員たちは、文書の「内容よりも形式、とりわけ外層の定式性」に敏感であったことを示しているのであろうか。事実、このカルチュレールにおいても、時代を経るごとに、モノグランマやクリスモン等の図像要素の再現が消える傾向が明らかであり、これは、12世紀を通じて進行した文書観念自体の変容の具体的現れとみなすことができる。シャスタンが、修道院型から司教座型への変化として描写したこの変容は、ここでは一つの冊子のなかでたどることができる訳である。しかしながら、この問題は、カルチュレールの原初部分というよりも、後世の追加部分でより明瞭に提起される問題であろう。

おわりに

本稿の結論をまとめると、以下のとおりである。

1. パリ司教座教会最古のカルチュレールである *Liber Niger* の原初部分は、さらに三つの部分に分けられる。第一の部分は1120年すぎにいっきに成立した。第二の部分は第一部分の補遺として作業が開始され、1127年すぎに完成した。第三の部分は1140年ごろに転写が開始され、その後1150—1170年代を通じて加筆を受け続けた。

2. このカルチュレールは、パリ司教座参事会のイニシアティブによる編集とみなしうるが、当初は、参事会のみならず、司教固有のそれを含む、パリ教会全般の財産・諸権利に関する文書をおそらくは網羅的に転写したものである。しかしながら、1120年代後半の緊張状況を経て、司教と参事会との関係が悪化し、参事会が独立化の様相を強める様子がこのカルチュレールにも刻印されている。他方、司教は、13世紀初めに、はじめて固有のカルチュレールを編纂したが、そこでは、12世紀以前の文書はほとんど再録されておらず、パリ教会の古い文書記憶は *Liber Niger* に一括して委ねられた。

3. Liber Niger には、12世紀初めのパリ司教座参事会員たちの、文書を通しての過去意識が現れている可能性がある。彼らの過去は、古い時代の諸権威に寄り添うという点では、いわゆる「修道制型」ともいうべきであろうが、紀元千年をさかのぼると急速に薄れたかもしれない。

本稿は、限られた素材の限定された分析にすぎず、より多くの多様な史料の検討と、幅広く深い諸観点による解釈の試み（文脈への位置づけ）が求められる。残された課題については、他日を期したい。

注

- 1 GUYOTJEANNIN, O. et MORELLE, L., Tradition et réception de l'acte médiéval: Jalons pour un bilan des recherches, dans *Archiv für Diplomatik*, 53, 2007, pp.367-403, ici, p.381.
- 2 GUYOTJEANNIN, O., MORELLE, L. et PARISSÉ, M., éd., *Les cartulaires. Actes de la Table ronde organisée par l'Ecole nationale des chartes et le G.D.R. 121 du C.N.R.S., Paris, 5-7 décembre 1991*, Paris, 1993. 岡崎敦「フランスにおける中世古文学書の現在—カルチュレール研究集会に出席して—」、『史学雑誌』1102—1、1993年、89-110頁も参照のこと。
- 3 LE BLEVEC, D., éd., *Les cartulaires méridionaux. Actes du colloque organisé à Béziers les 20 et 21 septembre 2002 par le Centre historique de recherches et d'études médiévales sur la Méditerranée occidentale (E.A. 3764, Université Paul-Valéry - Montpellier III)*, Paris, 2006（とりわけ、プランによる結論）; CHASTANG, P., *Lire, écrire, transcrire. Le travail des rédacteurs de cartulaires en Bas-Languedoc (XIe-XIIIe siècles)*, Paris, 2001.
- 4 カルチュレール、さらには文書史料の伝来と管理への関心については、とりあえず、以下のものをあげる。BOURGAIN, P. et DEROLEZ, A., éd., *La conservation des manuscrits et des archives au Moyen Age. Actes du XIe colloque du Comité international de paléographie latine, octobre 1995*, dans *Scriptorium*, 50-2, 1996; MORELLE, L., Des moines face à leur chartier: étude sur le premier cartulaire de Montier-en-Der (vers 1127), dans *Les moines du Der (673-1790). Actes du colloque international d'histoire (Joinville, Montier-en-Der, 1er-3 octobre 1998)*, éd. par P. CORBET, Langres, 2000, pp.211-258; HEIDECKER, K., éd., *Charters and the Use of the Written Word in*

- Medieval Society*, Turnhout, 2000, en particulier, MORELLE, L., The Metamorphosis of Three Monastic Charter Collections in the Eleventh Century (Saint-Amand, Saint-Riquier, Montier-en-Der), dans *ibid.*, pp.171-204; KOSTO, A. J. et WINROTH, A., éd., *Charters, Cartularies, and Archives: The Preservation and Transmission of Documents in the Medieval West. Proceedings of a Colloquium of the Commission Internationale de Diplomatie (Princeton and New York, 16-18 September 1999)*, Toronto, 2002; BARRET, S., *La mémoire et l'écrit: l'abbaye de Cluny et ses archives (Xe-XVIIIe siècle)*, Münster, 2004; BERTRAND, P., Cartulaires et recueils d'actes: aux avant-postes d'une «nouvelle diplomatie» (espace français, XIe-XIIIe s.), dans *Revue Mabillon*, n.s. 17, 2006, pp.261-267; CHASTANG, P., Cartulaires, cartularisation et scripturalité médiévale: la structuration d'un nouveau champ de recherche, dans *Cahiers de civilisation médiévale*, 49, 2006, pp.21-32.
- 5 GEARY, P. J., *Phantoms of Remembrance. Memory and oblivion at the End of the First Millennium*, Princeton, 1994, pp.81-114.
- 6 MORELLE, L., Histoire et archives vers l'an mil: Une nouvelle «mutation»? dans *Histoire et Archives*, 3, 1998, pp.119-141.
- 7 STEIN, H., *Bibliographie générale des cartulaires français ou relatifs à l'histoire de France*, Paris, 1907, no 2896.
- 8 核となっているのは、Arch.nat., sér. L 408-599, S 1-1323。とりあえず、以下の目録の当該箇所を参照。TAILLEMITE, E., éd., *Les Archives nationales. Etat général des fonds, t. I. L'Ancien Régime*, Paris, 1978, pp.315-317, 541-543.
- 9 LE ROC'H-MORGERE, M. et RINBENET-PRIVAT, M., *Le temporel du chapitre de Notre-Dame de Paris et de ses filles. S 1(A) à S 942. Inventaire*, Paris, 1990, p.16-17.
- 10 草創期の文書館については、とりあえず、FAVIER, L., *La mémoire de l'Etat. Histoire des Archives nationales*, Paris, 2004, en particulier pp.39-50を参照のこと。
- 11 この手書本が、いつからこのように形容されているのかを確認することはできなかった。現在白い皮の装丁を施されているが、明らかに最近のものである。
- 12 アラビア数字によるページ番号は、冊子のすべてのページに、ローマ数字による（20進法）フォリオ番号は159までふられている。筆跡は明らかに後者が古く、フォリオ番号のないページから（343ページ）、まったく異なるレイアウトの諸折り丁が追加されている。この部分まではおおそ1230年代までの文書を含んでいるので、このころの記載とみなすこともできるが、現在の冊子がどのような経過で一冊に綴じ合わされたのか自体が問題であり、ここではこれ以上の議論は差し控えたい。
- 13 19-22頁は、同一筆跡による文書の目次が置かれ、カルチュレル本文の文書番号と対応して、226番までが記載されている。おそらく1231年過ぎころに、一気に作成された部分と

思われる。

- 14 この欠落は239ページの235番の文書まで確認され、244ページの236番からは再度、黒のインクによる大きな文字にとってかわられる。
- 15 Arch.nat., L 220, no 5; ZIMMERMANN, H., hg., *Papsturkunden 896-1046. Erster Band: 896-996*, Wien, 1988, no +271; DE LASTEYRIE, R., éd., *Cartulaire général de Paris*, Paris, 1877, no 65 (a° 980) (以下、CGP と略記)
- 16 Arch.nat., K 17, no 5a (original) et 5b; HALPHEN, L. et LOT, F., éd., *Recueil des actes de Lothaire et de Louis V, rois de France (954-987)*, Paris, 1908, no 56 (以下、LOT と略記) ; CGP, no 66.
- 17 Arch.nat., K 8, no 9; CGP, no 32.
- 18 Orig. perdu; TESSIER, G., éd., *Recueil des actes de Charles le Chauve*, Paris, 1943/52, t. III, no 485; CGP, no 45 (以下、TESSIER と略記)。伝来する最も古い史料は、このカルチュレール所載テキストである。
- 19 Arch.nat., S 305B, dossier 3, no 1 (偽オリジナル) et S 302A, no 4; ZIMMERMANN, H., hg., *Papsturkunden 896-1046. Zweiter Band: 996-1046*, Wien, 1985, no 425; GROSSE, R., *Die beiden ältesten Papsturkunden für Domkapitel von Paris (JL 3949 und 3951)*, dans *L'acte pontifical et sa critique*, éd. par R. GROSSE, Bonn, 2007, pp.15-29, Edition 1. Cf. GASSE-GRANDJEAN, M.-J., *La pancarte de Saint-Mathurin de Larchant*, dans *Revue Mabillon*, n.s. 17, 2006, pp.9-34.
- 20 前注に掲げたグロッセ論文は、この問題に正面から取り組んだもので、当該時期における受益者作成の文書の特異性を指摘ながら、表面的には奇妙な形式の教皇文書の真正性を擁護する論調となっている。ただし、彼自身も現在伝来する獣皮紙が偽オリジナルであることは承認している。
- 21 Arch.nat., K 19, no 2(7); GUERARD, B., éd., *Cartulaire de Notre-Dame de Paris*, Paris, 1850, t. I, p.320 (以下、CND と略記) 。ガスパッリによれば、これまでオリジナルと見なされてきたものは12世紀の偽文書である。GASPARRI, F., *Remarques sur l'activité de la chancellerie du chapitre cathédral de Paris au début du XIIe siècle*, dans *A propos des actes d'évêques. Hommages à L. Fossier*, éd. par M. PARISSE, Nancy, 1991, pp.249.
- 22 Arch.nat., L 223, no 2; CND, t. I, p.223-4; Jaffé, no 6338 (4700)。書体やレイアウトの特徴から、パリ司教座教会側の作成には疑いをえない。したがって、パリの参事会員たちは、当時ベネヴェントにいた教皇のもとに、パリで準備した獣皮紙を持参して、印璽の付加を受けたことになる。
- 23 CGP, no 134 (a° 1103); Jaffé, no 6019. Cf. LUCHAIRE, A., *Louis VI le Gros. Annales de sa vie et de son règne (1081-1137)*, Paris, 1890, no 29.

- 24 Arch.nat., L 463, no 1; ZIMMERMANN, H., Op. cit., no 431. GROSSE, art. cit., Edition 2. ガスパリによれば、フランス王ルイ 6 世文書の第 6 筆跡グループ（パリ司教座教会聖職者）に属する筆跡とされる。GASPARRI, F., *L'écriture des actes de Louis VI, Louis VII et Philippe Auguste*, Genève/Paris, 1973, p.20-21. なお、彼女の仕事には、いくつかの業績を通じて、筆跡同定に混乱が見られる。
- 25 Arch.nat., K 20B, no 6(17); CGP, no 119.
- 26 Arch.nat., K 16, no 7a (オリジナル) et 7b; LAUER, P., éd., *Recueil des actes de Charles le Simple*, Paris, 1940/49, no 64 (以下、LAUER と略記); CGP, no 59.
- 27 LAUER, no 62; CGP, no 58. なお、ローエルは、この文書を861年のシャルル禿頭王文書の確認とするが、前述のように、後者は明らかな偽文書である。
- 28 Arch.nat., K 14, no 2(2); TESSIER, no 298; CGP, no 47.
- 29 Arch.nat., K 16, no 2; LAUER, no 30; CGP, no 55.
- 30 Arch.nat., K 20, no 6(14). オリジナル文書は、ぶら下げ印章の痕跡を持つキログラフの体裁をとるが、小さな変形の獣皮紙からなる。内容は、パリ教会への、ロゾワ Rozoy の教会の司祭録の半分の譲渡である。この教会の altare 特権は、1011年のモー司教マケールによるパリ参事会へ譲渡されている。Arch.nat., K 18, no 9(2/1 et 2/2); CND, t. I, p.321.
- 31 Arch.nat., S 435, s.n.; CND, t. I, pp.306-309. この文書は、1067年のノティティアにはじまる、一連の紛争解決過程の一段階を呈示するもので、その後も1139年のノワイヨン司教シモン文書が再度判決を下している。この問題については、岡崎敦「11世紀北フランスに文書史料の危機はあったかーパリ司教座教会の場合ー」、『西洋史学論集』37、1999年、5-10頁を参照のこと。
- 32 Arch.nat., K 20A, no 6(10); TARDIF, J., éd., *Monuments historiques*, Paris, 1866, no 307 (以下、TARDIF と略記); CND, t. I, p.288. この紛争解決文書については、MORELLE, L., *Les chartes dans la gestion des conflits (France du Nord, XIe-début XIIe siècle)*, dans *Pratiques de l'écrit documentaire au XIe siècle (t. 155 de Bibliothèque de l'Ecole des Chartes, 1997)*, 1997, p.285 も参照のこと。
- 33 1005年ごろのパリ司教ルノー文書について (Arch.nat., K 18B, no 8(2))、ガスパリとポチエが偽作を示唆するが、少なくとも内層批判によるかぎりは、同時期のパリ司教文書の特徴に細部で一致する。GASPARRI, art. cit., p. 250; BAUTIER, R.-H., Paris au temps d'Abélard, dans *Abélard en son temps. Actes du colloque international organisé à l'occasion du 9e centenaire de la naissance de Pierre Abélard (14-19 mai 1979)*, Paris, 1981, pp.47, n.1.
- 34 BAUTIER, R.-H., éd., *Recueil des actes d'Eudes, roi de France (888-898)*, Paris, 1967, no 58; CGP, no 52 (以下、BAUTIER と略記). プサルも同じ評価を下している。BOUSSARD, J., *Nouvelle Histoire de Paris. De la fin du siècle de 885-886 à la mort*

- de Philippe Auguste*, Paris, 1976, p.25, n.87.
- 35 Arch.nat., K 7, no 13(a) (偽オリジナル) et 13(b); MGH, DDK, I, no 193; CGP, no 27. この文書は、伝統的に、真正な内容をもとに、829年のパリ司教文書を挿入した改竄文書とみなされている。814年9月9日付けのルイ敬虔王文書が、シャルルマーニュの流通税免除特権文書を確認しており、パリ司教座教会には関係のシャルルマーニュ文書が発給されたことは確実とみられるからである。814年ルイ敬虔王文書は、その真正性に疑問の余地はないが、後にもふれるように、オリジナルと単葉のコピー（11世紀）の伝来にも関わらず、カルチュレールには転写されなかった。Arch.nat., K 8, no 1a (original), 1b et 1bis; CGP, no 30.
- 36 Arch.nat., K 7, no 17(2), S 388, no 1, 2a et 2b; CGP, no 29. この文書は、10、11世紀の複数の偽オリジナルで伝来しているが、伝統的に、真正の所与をもとに、のちに改竄を受けて作成されたものとみなされてきた。なお、ガスパッリは、この文書を、12世紀のシャンパーニュ伯文書と誤解している。
- 37 Arch.nat., K 20, no 6(22); CND, t. I, pp.288-9; TARDIF, no 319 (ind.). この文書を不完全な状態で、そのパリ司教座教会文書集成のなかに再録したゲラルド自身、誤ってこの文書を820年ごろのパリ伯のそれとしたが、タルディフは、伯を同定する事なく、11世紀の文書としてのみ呈示していた。なお、ARTEMの調査でも、プロワ伯文書とみなされている(1096-1100, no 2114)。ARTEMの文書目録は、TOCK, B.-M., éd., *La diplomatie française du Haut Moyen Age. Inventaire des chartes originales antérieures à 1121 conservées en France*, Turnhout, 2001, 2 vol.
- 38 Arch.nat., K 16, no 6a (XIe) et 6a (XIIe); LAUER, no 57; CGP, no 57.
- 39 CGP, no 35. オリジナルが伝来しないにもかかわらず、知られる限りでの最初の真正なパリ司教文書と考えられる。次の文書が992年であることから年代的にも孤立するが、851年のシャルル禿頭王文書の確認を受けており (Arch.nat., K 12, no 1a; TESSIER, no 137. この文書は、先行する折り丁6に転写されている)、真正性には疑いの余地はない。この文書が、参事会の実質的な創建文書にあたることに注意したい。パリ司教文書については、岡崎敦「パリ司教座聖堂参事会の形成（9-12世紀）-司教・参事会文書の検討-」、『史淵』122輯、1985年、137-65頁、および岡崎敦「パリ司教座教会の文書局（9-12世紀）」、『史淵』123輯、1986年、39-76頁を参照。
- 40 このなかには、《per lignum》の言及を持つ二通のノティティアが含まれる。この問題については、岡崎敦「文書史料の危機」、10-11頁を参照。
- 41 参事会文書とは、参事会長および参事会が発給者として現れる文書で、参事会員の個人文書とは区別される。パリ司教座教会においては、1100年ごろに出現し、1115年ごろには独自の印章が付されるようになった。パリ司教座教会参事会文書については、岡崎敦「文書局」論文、ならびに、岡崎敦「パリ司教座教会参事会の印章（12世紀）」、『西洋史学論集』

- 39号、2001年、1-21頁を参照。
- 42 Arch.nat., K 1, no 1; CGP, no 1.
- 43 Arch.nat., K 21C, no 15; DUFOUR, J., éd., *Recueil des actes de Louis VI, roi de France (1108-1137)*. Paris, 1991/4, no 157 (以下、DUFOUR と略記). この文書は、パリ参事会員居住区のインムニタス確認文書であり、先王シャルル文書の確認という体裁をとっている。参事会員居住区の特権確認については、最初の折り丁に転写された911年のシャルル単純王文書が伝来するが、ルイ 6 世文書集の刊行者デュフルは、テキストの違い等の理由から、911年文書を確認したものとはみなさず、当該文書は紛失したとしている。
- 44 Nos 18 et 107; 28 et 59; 33 et 155; 52 et 132; 56 et 120; 65 et 134; 71 et 80; 84 et 98; 105 et 190.
- 45 Nos 36 et 40; 43 et 46; 92 et 9.
- 46 Arch.nat., LL 76, pp.5-17. ここでは、ベネディクトゥス 7 世文書からヨハネス 18 世文書までの 5 文書が、Liber Niger と同じ順番で転写され、その後、突然 1128 年の教皇カリクトゥス 2 世以下の教皇文書が続く。Liber Niger 冒頭の 5 通の教皇文書が、Petit Pastoral の教皇文書グループ冒頭に置かれているわけである。
- 47 Arch.nat., K 20, no 5(2); POUPARDIN, R., éd., *Recueil des chartes de l'abbaye de Saint-Germain-des-Prés*, Paris, 1909/13, no 66 (以下、SGP と略記); PROU, M., éd., *Recueil des actes de Philippe Ier, roi de France*, Paris, 1908, no 49 (以下、PROU と略記). パリ司教との交換を内容とするこのキログラフには、対応するパリ司教文書キログラフが伝来する(修道院側での伝来)。Arch.nat., S 2913, no 25; POUPARDIN, no 65; PROU, no 48.
- 48 Bibl.nat., lat. 5526, fol.27-28; Arch.nat., L 875, no 3 (original); DEPOIN, J., éd., *Recueil de chartes et de documents de Saint-Martin-des-Champs*, Paris/Ligugé, 1912-21, no 160 (以下、SMC と略記). この文書は、パリ司教ジルベールによる、前任司教ガロンのサン=マルタン=デ=シャン修道院への確認文書の確認だが、印章を付すなどパリ司教座参事会が法行為に関与している。オリジナルが修道院側に残されているにもかかわらず(修道院の諸カルチュレールへも転写されている)、司教のカルチュレール、さらには Liber Niger 以下の参事会のそれという、両系列のパリ教会のカルチュレールに転写されているのは、そのためか。
- 49 Bibl.nat., lat. 5526, fol.20-20v; Arch.nat., L 224, no 5 (original); HF, XV, p.248; PL, 163, col.1274. パリ司教および参事会宛の教皇カリクストゥス 2 世文書で、パリ司教座教会に従属する聖職者、修道院長のパリ司教への服従を命ずるものである。パリ教会の司教、および参事会の両系列のカルチュレールに転写され続けている。
- 50 Arch.nat., K 21C, no 14; DUFOUR no 149.
- 51 GASSE-GRANDJEAN, M.-J., art. cit.. Arch.nat., K 20, no 5(9) という分類のもとに

- 保管されている、単葉の獣皮紙のみにより伝来している。
- 52 Arch.nat., S 2115B, no 36 (パリ司教エチエンヌ文書)。これ以前の文書の罫線はすべて鉄筆で引かれている。
- 53 Arch.nat., K 21, no 1(2); L 463, no 3 (以上、1108年パリ司教ガロン文書); L 590, no 2 (1122年パリ司教ジルベール文書)
- 54 筆跡鑑定は微妙だが、折り丁9の155ページ、156ページ、185ページ、同11の187ページ、190ページ、同12の191ページ、193ページ、200ページ、20ページには、明らかな筆跡変更が確認される。
- 55 稿末の文書リストでは、日付のない参事会文書を1139年ごろと記している(117番)。Arch.nat., K23A, no 4(5); Tardif, no 444; CND, t. I, pp.383-4。この文書は、タルディフは1139年ごろ、ゲラルドは1134年ごろとしている。決定するだけの材料がないため、とりあえずガルディフの指示にしたがっているが、このことからやや早い年代が相当かもしれない。
- 56 筆跡鑑定は微妙だが、折り丁16からは、冒頭(251ページ)下部に追加された短い文書(252番)の筆跡を除いても、ほとんど文書ごとに異なる筆跡が確認される。
- 57 岡崎敦「パリ司教座教会参事会における共同生活(9-12世紀)」、『西洋史学論集』34、1996年、1-27頁; 岡崎敦「参事会の形成」、155-58頁; 岡崎敦「文書局」、56-58頁、を参照。
- 58 だからこそ、パリ司教文書を書いた文書局書記が、Liber Niger のもっとも古い部分を筆写することには、なんの不思議もないのである。岡崎敦「参事会の形成」、146-55頁; 岡崎敦「文書局」、58-61頁。
- 59 岡崎敦「共同生活」、14-15頁; 岡崎敦「パリ司教区の大助祭(11-12世紀)」、『西洋史学論集』32、1994年、1-20頁。
- 60 CHASTANG, P., *Lire, écrire, transcrire. op. cit.*, en particulier pp.221-38; CHASTANG, P., *Mémoire des moines et mémoire des chanoines: Réforme, production textuelle et référence au passé carolingien en Bas-Languedoc (XIe-XIIe siècles)*, dans *L'autorité du passé dans les sociétés médiévales. Actes du colloque organisé par l'Institut historique belge de Rome, l'Ecole française de Rome, l'Université libre de Bruxelles et l'Université Charles de Gaulle-Lille III en collaboration avec l'Academia Belgica (Rome 2, 3 et 4 mai 2002)*, éd. par J.-M. SANSTERRE, Rome, 2004, pp.177-202.

西欧中世における記憶の管理とアーカイヴズ

Liber Niger 掲載文書リスト

番号	フォリオ番号	ページ	文書発給年代	文 書 発 給 者	オリジナル文書(偽オリジナル、単葉のコピーも含む)	刊 本
1	I-III	23-27	0980, 30/XII	Benoit VII, pape	Arch.nat., L 220, no 5	CGP, no 65
2	III	27	1006, 2/XII	Jean, pape (Renaud, ev.Paris)	Arch.nat., S 305B, dos. 3, no 1	Grosse, no 1
3	III-V	29-31	1113, 24/I	Pascal II, pape	Arch.nat., L 223, no 2	CND, I, 223-4
4	V	31	1105, 6/IV	Pascal II, pape		CGP, no 134
5	V-VI	32-34	1006, 3/XII	Jean XVIII (Renaud, ev.Paris)	Arch.nat., L 463, no 1	CGP, no 76
6	VI-VII	34-36	0910/1, 17/VI	Charles le Simple	Arch.nat., K 16, no 7a	Lauer, no 64
7	VII	36	0861, 14/VII	Charles le Chauve		Tessier, no 485
8	VIII-IX	37-39	0909, 16/IX	Charles le Simple		Lauer, no 62
	cah. I	38				
9	IX	39	0867, 22/IV	Charles le Chauve	Arch.nat., K 14, no 2(2)	Tessier, no 298
10	IX-X	40-42	0900, 24/IV	Charles le Simple	Arch.nat., K 16, no 2	Lauer, no 30
11	X-XII	42-45	1108	Louis VI	Arch.nat., K 21A, no 1	Dufour, no 22
12	XII-XIII	45-50	[1112-1117]	Louis VI	Arch.nat., K 21B, no 7a	Dufour, no 121
13	XIII-XV	50-52	1119	Louis VI	Arch.nat., K 21C, no 14	Dufour, no 149
14	XV-XVII	52-55	1117	Louis VI	Arch.nat., K 21B, no 12bis	Dufour, no 124
	cah. II	54				
15	XVII	55-56	1116	Louis VI	Arch.nat., K 21B, no 11(4)	Dufour, no 118
16		56-58	[1031-1060]	Henri Ier		CGP, no 94
17	XVIII	58	[1101-1106]	Philippe Ier (mandement)	Arch.nat., K 1169, no 3	Prou, no 153
18	XIX	59	[1101/08], 2/VIII	Philippe Ier (lettre)	Arch.nat., S 254	Prou, no 168
19	XIX-XX	59-61	[1031-1060]	Henri Ier	Arch.nat., K 19, no 8.	Tardif, no 279
20	XX	61-62	[1095c], 29/IV	Gautier, ev.Meaux et Manasse, archidiaque	Arch.nat., K 20, no 6(14). chirographe	CND, I, 305
21		61	[1103-1108]	Philippe Ier	Arch.nat., K 20, no 8	Prou, no 169
22	XX-XXI	62-63	1097	Guillaume, ev.Paris	Arch.nat., K 20B, no 6(17). chirographe	CGP, no 119
23	XXI-XXIII	63-68	1115	Lambert, ev.Noyon	Arch.nat., S 435, s.n.	CND, I, 306-9
24	XXIII-XXIII	68-69	[1093c]	notice (Dammartin 伯 Hugues)	Arch.nat., K 20A, no 6(10). chirographe	Tardif, no 307
25	XXIII-XXV	69-72	[1092c]	Geoffroi, ev.Paris		CND, I, 309-11
	cah.III	70				
26	XXV-XXVIII	72-77	1107, -30/IV	Galon, ev.Paris et Guillaume, archid.	Arch.nat., K 20B, no 9.	CGP, no 143
27	XXVIII-XXIX	77-80	1005, /IX	Lietry, archev.Sens	Arch.nat., K 18, no 2(8)	Tardif, no 246
28	XXIX-XXX	80-81	[1007c]	Renaud, ev.Paris et W. doyen		CND, I, 315-6
29	XXX	81-82		notice (homines d'Épones)		
30	XXX-XXXI	82-84	[1005c]	Renaud, ev.Paris	Arch.nat., K 18B, no 8(2)	CGP, no 74
31	XXXI	84	[1110c]	notice (chapitre-Robert)		CND, I, 318
32	XXXII-XXXIII	84-87	[1055c]	Agobert, ev.Chartres	Arch.nat., S 254, s.n.	CND-I-318/9
	cah.IV	86				
33	XXXIII	87	[1032-1049]	Hilduin, archev.Sens	Arch.nat., K19, no 2(7)	CND, I, 320
34	XXXIII-XXXIII	88-89	1011, 17/I	Macaire, ev.Meaux	Arch.nat., K 18, no 9(2)	CND, I, 321
35	XXXIII-XXXV	89-92	0820, 19/X	Louis le Pieux	Arch.nat., K 8, no 9	CGP, no 32
36	XXXVI-XXXVI	92-94	0878, 2/IV	Louis le Begue		Bautier, no 9
37	XXXVI-XXXVII	94-96	[0882-888]	Eudes, comte Paris		Bautier, no 58
38	XXXVII-XXXIX	96-99	[0774-800]	Charlemagne	Arch.nat., K 7, nos 13(a et b)	DDK, I, 193

西欧中世における記憶の管理とアーカイヴズ

番号	フォリオ番号	ページ	文書発給年代	文書発給者	オリジナル文書(偽オリジナル, 単葉のコピーも含む)	刊本
39	XXXIX-XL	99-101	[1102c]	Etienne, comte de Blois	Arch.nat., K 20, no 6(22)	CND, I, 288/9
40	XL-XLI	101-103	0872, 12/V	Charles le Chauve	Arch.nat., K 11, no 4a	Tessier, no 364
	cah.V	102				
41	XLI-XLII	103-105	0820, 29/X	Louis le Pieux		CGP, no 33
42	XLII-XLIII	105-107	0907, 21/V	Charles le Simple	Arch.nat., K 16, no 6a et 6b	Lauer, no 57
43	XLIII-XLIII	107-110	0851, 19/IV	Charles le Chauve	Arch.nat., K 12, no 1a.	Tessier, no 137
44	XLIII-XLVI	110-113	811	Etienne, comte de Paris	Arch.nat., K 7, no 17(2) ; S 388, nos 1, 2a, 2b	CGP-29
45	XLVI-XLVIII	113-118	[0986-97]	Lothaire et Louis V	Arch.nat., K 17, no 5a et 5b	Lot, no 56
46	XLVIII-LI	118-123	0829, /VI	Inchad		CGP, no 35
	cah.VI	118				
47	LI	123	[1100c]	notice (Gervasius)		
48	LI	123	[1100c]	notice (Gui Trocellus)		
49	LI-LII	124-126	1076	notice (Adele de la Ferte-Alais)		CND, I, 279/80
50	LII	126	[1045c]	notice (Imbert-Albert, cmt.)		CND, I, 323-4
51	LII-LIII	126-127	[1085c]	notice (Gui de la Ferte-Alais et Adeleide)		CND, I, 324
52	LIII	127-128	[1101c]	Foulques et chapitre		CND, I, 372
53	LIII-LIIII	128-129	[1120c]	Bernier, Etienne, archid. et chapitre		CND, I, 374
54	LIIII	129	[1110c]	notice (chapitre-Isembaud)		CND, I, 374-5
55		129-130	[1067c]	notice (chapitre-Lisiernus)		CND, III, 352
56	LIIII-LV	130-131	[1075c]	notice (Hugues, comte Melun)	Arch.nat., K 20, no 5(4).	Tardif, no 292
57	LV	131-132	1117	Bernier et chapitre		CND, I, 375
58	LV-LVI	132-133	1109	Bernier et chapitre		CND, I, 375-6
59	LVI	133-134	[1007c]	Renaud et W. doyen		CND, I, 315-6
60	LVI-LVII	134-136	[1025c]	notice (Franco et chapitre)	Arch.nat., K 18B, no 8(4)	Tardif, no 258
	cah.VII	134				
61	LVII-LVIII	136-138	0528, /I	Childebert Ier	XIIe, Arch.nat., K 1, no 1	CGP, no 1
62	LVIII-LIX	138-139	[1076c]	Hilduin, dominus de Marolle-sur-Seine		CND, I, 292/3
63	LIX	139-140	992, 31/III	Renaud		CND, I, 325-6
64	LIX-LX	140-142	1070	Robert, abbe de Saint-Germain-des-Pres	Arch.nat., K 20, no 5(2)	SGP, no 66
65	LX-LXII	142-145	[1112c]	Bernier et chapitre	Arch.nat., K 22A, no 1(7)	CND, I- 376-77
66	LXII-LXIII	145-147	[1112c]	Bernier et chapitre		CND, I, 378-9
67	LXIII-LXIII	147-149	1120	Louis VI	Arch.nat., K 21C, no 15	Dufour, no 157
68	LXIII-LXV	150-152	1026, 26/V	Franco		CND, I, 326-7
	cah.VIII	150				
69	LXV	152	[1080c]	notice (SMC)		CGP, no 103
70	LXVI	153-154	1100	Guillaume		CND, I, 327-8
71	LXVII	155	1121	Louis VI		Dufour, no 185
72		156	1123, 28 mars	Calixte II	Arch.nat., L 224, no 5	HF, XV, 248
73	LXVII-LXIX	156-159	[1108c]	Anseau, chantre de St-Sepulcre	Arch.nat., K 21, no 1(7)	CGP, no 152
	cah.IX	158				
74	LXIX-LXX	159-162	[1108c]	Anseau, chantre de St-Sepulcre	Arch.nat., K 21, no 1(6)	CGP, no 151
75	LXX-LXXII	162-166	1120	Girbert	Arch.nat., L 875, no 3	SMC, no 160
76	LXXII-LXIII	166-168	[1123c]	Girbert		CGP, no 200

西欧中世における記憶の管理とアーカイヴズ

番号	フォリオ番号	ページ	文書発給年代	文 書 発 給 者	オリジナル文書(偽オリジナル,単葉のコピーも含む)	刊 本
77	LXXIII	168	1108	Bernier et chapitre		CGP, no 147
78	LXXIII-LXXV	169-171	1123	Girbert	Arch.nat., S 1126B, no 8	CND, I, 330
79	LXXV	171	1124	Louis VI	Arch.nat., S 422, no 8	Dufour, no 214
80		172-173	1121	Louis VI		Dufour, no 185
81	LXXVI	173	1124	Louis VI	Arch.nat., K 22A, no 2	Dufour, no 213
82	LXXVI-LXXVII	174-175	[1120c]	Bernier et chapitre	Arch.nat., S 303, no 17.	CND, I, 382.
83	LXXVII-LXXVIII	175-178	[1120c]	Bernier et chapitre	Arch.nat., S 255, no 1	CND, I, 380-2
84	LXXVIII-LXXIX	178-179	1108	Guillaume, archidiacre		CGP, no 148
85	LXXIX	179-180	[1120c]	notice (Bernier et chapitre)		CND, I, 382-3
86		180		Amilius et Arnaud		
87	LXXX	181	[1006c]	Renaud		CND, I, 330
88	LXXX	181-182	[1050c]	enumeration des biens		CND, I, 330-1
89	cah.X	182	1032-1033	Imbert		CND, I, 331
90	LXXXI-LXXXII	183-185	[1056c]	Imbert	Arch.nat., S 275, no 115	CND, I, 331-2
91	LXXXII	185-186	[1124c]	Etienne	Arch.nat., L 600, no 1a. chromatopraphe	CND, I, 333
92	LXXXII-LXXXIII	186-187	[1127c]	Pierre Leonis, cardinal legat		CND, I, 229-330
93	LXXXIII	187-188	1128	Bernier et chapitre		CND, I, 218-9
94	LXXXIII-LXXXIII	188-190	1128	Louis VI	Arch.nat., K 22, no 5	Dufour, no 274
	cah.XI	190				
95	LXXXV-LXXXVI	191-193	1124	Etienne	Arch.nat., L 530, no 1	CND, I, 333-4
96	LXXXVI	193-194	[1030c]	Eudes, abbe SMF, et Ingelard et chapitre		CND, I, 362
97	LXXXVI-LXXXVII	194-196	1124	Etienne		CGP, no 203
98	LXXXVII	196	1108	Guillaume, archidiacre		CGP, no 148
	LXXXVIII	197				
99		198	0868, 18/III	Charles le Chauve	Arch.nat., K 14, no 5	Tessier, no 312
	LXXXIX	199				
100		200	1116	Etienne, doyen de Ste-Genevieve et chapitre	Arch.nat., L 879, no 59	CND, I, 447
s.n.	XC	201		notice (chapitre)		
101	XC	201	[1127c]	notice (Etienne contre chapitre)		CND, I, 338-40
	cah.XII	202				
102	XCI	203	1120	Louis VI		Dufour, no 158
103		204	1135	Etienne, doyen de Ste-Genevieve et chapitre	Arch.nat., L 879, no 60	CGP, no 259
104	XCII	205	1101, 24/II	Philippe Ier	Arch.nat., K 20, no 7	Prou, no 141
105		206	1134	Louis VI		Dufour, no 360
106	XCIII	207	1118	Etienne, doyen de Ste-Genevieve et chapitre	Arch.nat., S 163, s.n.	CGP, no 179
107	XCIII	207	[1101/08], 2/VIII	Philippe Ier -> chap.Paris	Arch.nat., S 254	Prou, no 168
108		208	1118	Louis VI	Arch.nat., K 21C, no 13(4)	Dufour, no 140
109	XCIII	209	1117	Renaud, abbe de SGP		SGP, no 79
110	XCIII	209	1114	Louis VI	Arch.nat., K 21B, no 10	Dufour, no 97
111		210	1120	Louis VI	Arch.nat., K 21C, no 17	Dufour, no 166
112	XCV	211	1122	Girbert	Arch.nat., S 345A, no 3.	CND, I, 450
113		212	1136	Louis VI	Arch.nat., K 22C, no 9	Dufour, no 381
114	XCVI	213	1138	notice (Thibaut. comte de Blois / chapitre)		CND, I, 293

西欧中世における記憶の管理とアーカイヴズ

番号	フォリオ番号	ページ	文書発給年代	文書発給者	オリジナル文書(偽オリジナル, 単葉のコピーも含む)	刊本
115		214	1138	notice (Thibaut, comte de Blois / chapitre)		CND, I, 293-4
116	XCVII	215	[1134c]	Bernier et chapitre		CND, I, 383
117		216	[1139c]	Bernier et chapitre	Arch.nat., K23A, no 4(5). chirographe	Tardif, no 444
118	XCVIII	217	[1130c]	notice (Henri, chanoine)		CND, III, 353-4
119	cah.XIII	218	[1120c]	notice (Guermund, chanoine de Saint-Merry)		CND, I, 384
120	XCIX	219	[1075c]	notice (Hugues, comte Melun)	Arch.nat., K 20, no 5(4).	Tardif, no 292
121		219	1134	Bernier et chapitre	Arch.nat., K 22C, no 8(2) chirographe	Tardif, no 413
122		220	1067	recit (Eudes et servi de Viry)		CND, III, 354
	C	221				
123		222	[1120c]	Bernier		CGP, no 190
124		222	1100	Foulques et chapitre	Arch.nat., K 20B, no 6(20) chirographe	CND, I, 372-373
125	CI	223	1100	Foulques et chapitre		CND, I, 373
126		224	1101	Foulques et chapitre	Arch.nat., K 20B, no 7(3) chirographe	CND, I, 373
127	CII	225	1107	Bernier et chapitre	Arch.nat., K 20B, no 9(4). chirographe	CND, I, 385-6
128		226	1112	Bernier et chapitre		CND, I, 386-7
	CIII	227				
		228				
129	CIIII	229	[1112c]	notice ou recit	Arch.nat., S 371B, s.n.	CND, I, 340-4
		230				
	CV	231				
		232				
130	CVI	233		notice (Renaud Pellificus)		
131	cah.XIV	234	[1120c]	notice (Bernier)		
132		234	[1101c]	Foulques et chapitre		CND, I, 372
133	CVII	235	[1030c]	Imbert		CND, I, 337-8
134		236	[1112c]	Bernier et chapitre	Arch.nat., K 22A, no 1(7)	CND, I- 376-77
	CVIII	237				
		238				
135	CIX	239	1134	Etienne		CGP, no 253
		240				
	CX	241				
		242				
	CXI	243				
136		244	1143-1144	Louis VII	Arch.nat., K 23, no 7a	CGP, no 302
	CXII	245				
137		246	1149, 16/V	Eugenius III		CND, I, 226
138		246	[1151c]	Eudes, ministre de Ste-Genev., et chanoines	Arch.nat., K 23, no 23(8)	CND, III, 356
139	CXIII	247	[1150c]	Gui, doyen de St-Germain-l'Auxer. et chapitre		CND, II, 177
140		248	1152-1153	Louis VII	Arch.nat., K 23, no 15(24)	Tardif, no 518
141	CXIII	249	[1137-54]	Louis VII	Arch.nat., S 47, no 1	CGP, no 330
142	CXIII	249	1152	Clement et chapitre		CND, I, 388
	cah.XV	250				
143	CXV	251	[1108-1117]	Louis VI		Dufour, no 122

西欧中世における記憶の管理とアーカイヴズ

番号	フォリオ番号	ページ	文書発給年代	文書発給者	オリジナル文書(偽オリジナル,単葉のコピーも含む)	刊本
144		252	1153-1154	Louis VII	Arch.nat., K 23B, no 19	Tardif, no 524
145	CXVI	253	[1157c]	Clement et chapitre		CND, I, 389-90
146		254	[1150c]	Galeran, comte de Meulan		CND, II, 360-1
147		254	1153-1154	Louis VII		CND, II, 371
148	CXVII	255	[1155]	Louis VII	Arch.nat., K 23, no 23(11)	Tardif, no 541
149		256	1157	Louis VII	Arch.nat., K 24, no 1(6) et 1(6b)	Tardif, no 552
150	CXVIII	257		notice (chapitre - pretre Larchant)		
		258				
151	CXIX	259	1163, 16/IV	Alexandre III	Arch.nat., L 230, no 14.	CND, I, 226-7
152		260	[1174-68]	Barbedor et chapitre		CND, III, 358
153		260	1165, 20/IV	Alexandre III	Arch.nat., L 230, no 221	CGP, no 457
	VI XX	261				
		262				
154	VI XX I	263	1170-72, 12/XII	Alexandre III		CND, I, 227-8
155		264	[1032-1049]	Hilduin, archev.Sens	Arch.nat., K19, no 2(7)	CND, I, 320
	VI XX II	265		notice (Robert, comte)		
		265		notice		
		266		notice		
156	cah.XVI	266	1198	Eudes de Sully, Hugues doyen, R. chantre, Maurice, Aimery, Eudes, archidiacons, Galon souschantre, Pierre chancelier, Pierre de Corbeil chanoine de Paris	Arch.nat., L 498, no 310	CND, I, 72-75